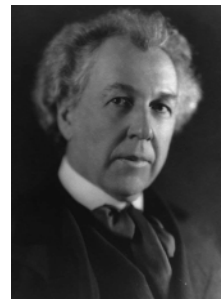
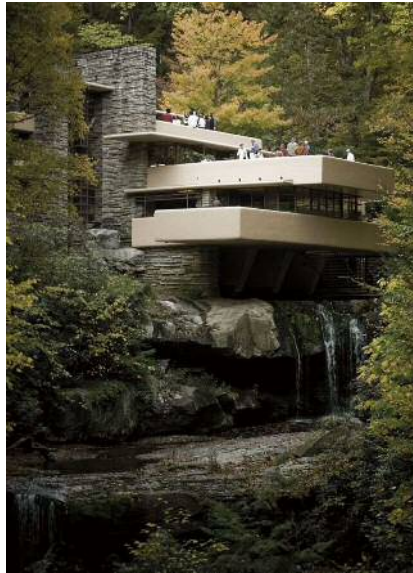


第12回 建築倶楽部ワイン会上映作品

フランク・ロイド・ライト Frank Lloyd Wright

※前回(第11回)作品の後半を上映します



フランク・ロイド・ライトはアメリカの建築家。アメリカ大陸で多くの建築作品があり、日本にもいくつか作品を残している。ル・コルビュジエ、ミース・ファン・デル・ローエと共に「近代建築の三大巨匠」と呼ばれる(ヴァルター・グロピウスを加え四大巨匠とみなす事もある)。代表作品にロビー邸、帝国ホテルライト館、カウフマン邸(落水荘)、ジョンソンワックス社事務所棟、グッゲンハイム美術館等(Wikipediaより)



建築倶楽部では、世界的な建築家の貴重な映像資料を見て頂く機会を設けております。今回は「フランク・ロイド・ライト」の作品の後半を上映します。上映は建築倶楽部会員様限定の公開となりますので、建築倶楽部への入会をご案内しております。今回からのご入会費は3000円です。上映の後はワインを飲みながら建築や建築作家について語り合う場を用意しておりますので、お気軽にご入会下さい。

2018.11.09(金) 19:00~21:00

開場 18:45

会場 未来会議室 (EVENT BOX)
熊本県熊本市下通1丁目12番27号 CORE21 5F
TEL 096-356-0120 <http://mirai-k.or.jp>

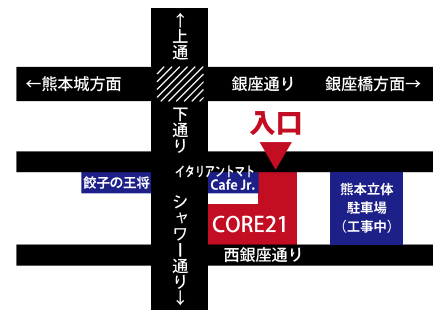
平成30年度
会員募集中
会費 ¥3,000

入会のお申込みは会場受付で承っております。
後日申込の方は、下記までお名前・電話番号を
ご記入の上、メール(返信可能)にてお申込み下さい。

club.architecture@gmail.com



メールアドレス
QRコード



入口 未来会議室入口
エレベーターで5階へ

お問い合わせ先

建築倶楽部実行委員会

熊本市中央区九品寺2丁目8-19 ルミナス九品寺 1F

080-7746-0887

建築倶楽部実行委員会規約

【名称】

第1条 本会は、建築倶楽部実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

【目的】

第2条 実行委員会は、建築倶楽部(地域で建築に関わる会員の組織)の普及・推進を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

【事業】

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 建築倶楽部の普及・推進の計画に関する事。
(2) 建築倶楽部の事業実施に係る調整に関する事。
(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関する事。

【役員】

第4条 実行委員会に次の役員を置く。
(1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 会計監査 2人 (会計) 1人
2 実行委員会の会長は、会員の互選により定める。
3 実行委員会の副会長、会計監査、会計は、会員のうちから会長が指名する。

【役員職務】

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する順位により、その職務を代理する。

【任期】

第6条 役員の任期は1年とし、異議がない限り自動的に更新するものとする。ただし、会長が個人的事情により会長の職務を遂行することができなくなった場合は、副会長が前任者の残任期間を務めるものとする。

【特別顧問】

第7条 実行委員会に特別顧問を置くことができる。
2 特別顧問は、学識経験がある者のうちから会長が委嘱する。
3 特別顧問は、実行委員会の事業の実施に関し指導助言する。

【会議】

第8条 実行委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
(1) 建築倶楽部に関する開催計画及び実施報告
(2) 建築倶楽部に関する予算及び決算
(3) 実行委員会規約の制定及び改正
(4) 前3号に掲げるもののほか、建築倶楽部に関する重要な事項
3 実行委員会の会議は、会員の1/4の出席がなければ開会し、議決することができない。
4 実行委員会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

【事務局】

第9条 実行委員会の事務を処理するため、ルミナス九品寺内(熊本市中央区九品寺2丁目8-19 ルミナス九品寺ビル1F 電話:080-7746-0887)に事務局を置く。

【経費】

第10条 実行委員会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

【会費】

第10条 入会希望者は、入会に際して年間事務手数料1,000円と行事予定回数×1,000円を合計した額の年会費を納付する。一年間の行事予定回数は4回とする。

【会計年度】

第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日(この規約の施行の日の属する年度にあつては、当該施行の日)に始まり、翌年3月31日に終わる。

【文書、会計及びその他の処務】

第13条 文書、会計及びその他の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【解散】

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたとき解散する。

【雑則】

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が実行委員会の会議に諮って定める。

附則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。